☆世界同時革命・世界革命戦争
世界プロレタリア独裁
共産主義勝利！
共産主義者同盟

7月10日
第56号
編集発行人 南 安明
一部 50円
開封12回 750円 24回 1500円
密封 〃 900円 〃 1800円

蜂起

蜂起社
発行所 蜂起社
東京都渋谷区広尾5の16の16
TEL 03(446) 0832
(振替) 東京 15 12

■ 7・13—14 アヤメ告闘会合宿
■ 7・19 アヤメ第14回裁判闘争
12時半日比谷小公園→地裁

武闘派の更なる革命理論の深化を

党派闘争史観にもとずく論争の姿勢を止揚し、武闘派の革命理論を深化しよう

武闘派の中で論争が激化している。この論争に対して、われわれは次の立場をとってきた。

即ち、論争は、日本武装闘争の第二段階を真摯に検証された実践主体の弱さを相互批判を通して克服し、日本武装闘争の第二段階にむけて相互に信頼と団結をかちとってゆく方向性をもたなければならないという立場である。

権力の弾圧の中で闘ったが故に傷ついた党派をさらに相互に傷つけあって対立を激化させ、権力に利益を与える傾向は誤っていると考えるからである。

また、党派闘の論争である以上どうしても党派闘争の内容はもちつづけるが、権力にたいして武闘派を再編するという大目的にむかっているかどうかという前提的基準をもつかぎり、批判は、団結の願いをこめた批判としての内実を保つことができると考える。

例えば、われわれが霍8・4Gの臨整路線を解体対象として批判するとき、それは、赤軍派がかつての武闘派の位置を、過去を総括しつつ奉還することの願いをこめて批判するのである。

したがって、8・4Gを正面から防衛するものとは敵対的な論争となり、また、結果として8・4Gの存在を許し、その延命に手を貸したり、黙示の支持をあたえしまった現実をも、批判せざるをえないのである。

しかし、8・4Gとされを正面から防衛せんとする前提と、結果として黙示の支持をあたえしまった現実という後者との間には、はっきりした区別をもって対応しなければならないと考える。

同時に、赤軍8・4Gに対する批判をたたかに赤軍派共闘組織内にたいする反赤軍派キャンペーンであるかの如く受けとめることも誤りである。

われわれは、そのような党派闘争史観はもちあわせていない。前者と後者の区別を鋭敏にしている。相互の批判をつづけたいと考える。

なぜならば、党派は、自己の革命理論にたいして不動の確信をもつべきであり、不動の確信の下に結集できなくなった時は、最早や党派ではないからである。各党派は、自己の革命理論に対する確信をもって権力と闘い、階級闘争の中において検証を受けて、階級から学び、これを党派の独自的任務として革命理論の構築へと再び結集することが正しいと考える。すなわち、権力・党・階級の弁証法的実践の中で各党派は検証されるべきである。

この闘争は各党派間の縦断線とはちがえるところに党派闘争史観を捨て、唯物史観の主体的能動性を党派闘争の力として把え、革命理論構築の成果を党派闘争から自己奪げて資本論を党派闘争から奪う考えが、党派闘争史観である。

武闘派といわれる党派の中にも党派闘争史観で論争にかかわる部分がある。

この誤りの根源は①階級から乎び階級の中に返してゆくという革命理論構築の原則が見失われ②権力との鉄火の武装の中で自己の不勤の確信を階級にも他党派にも突きつけてゆくという実践欠如が見失われ③党派闘争が絶対化され④階級闘争と階級の怒りから離したところで、党派闘争のための理論として革命理論がつくられていくところにある。

われわれは、建党建軍・イデオロギー闘争が正しいのではなく、建党建軍・武装闘争にむけて統一戦線をめざし、この目的にむけて相互批判をしてゆくことが正しいと考えるのである。

これが、論争と党派闘争と統一戦線をめざしたにおけるわれわれの基本的態度である。

党派の依拠する思想的立脚点と革命理論は軍事路線を前提として論争すべきだ

論争は、共産主義軍事思想を第一として展開し、武闘派なのか清算派なのかを基本問い、しかして武闘派は、いかなる共産主義の内容をもつ階級闘争をくみあげていくのかを論争すべきだと考える。

なぜならば、蜂起戦争派の切り開いた軍事の地平を守ることなくして、一切の立脚点論争も意味を失うからである。

軍事清算派に対する基準をもてない資本主義論争が8・4Gを存在させてきた現実を見れば何より明白である。

党派の依拠してきた革命理論を実践的検証に照して深化することなしには日本武装闘争の第二段階を切り開く主体として耐えられない。

党派の依拠してきた革命理論を第三段階にむけて第二段階を検証された党的主体の思想的・戦略的・組織的な弱点を克服する時である。とりわけブント系武闘派は分解過程から総括すべきである。

現在的に把えなおすと、第二次ブントは、軍事・思想的立脚点をめぐる分解としてあった。

軍事的にみるならば、

A奪権反対派の叛旗・情況・日向
B蜂起戦争派の我々・関西・赤軍

である。

しかし、軍事的な基準は立脚点とは相対的に別個である。

立脚点としてみるならば—

①日本型反スタ派の日向
②毛沢東主義に傾斜した赤軍派
③スタ豹砕反スタ主張のわれわれ
と関西派

このことは何を意味するのだろうか。軍事的分解と思想的分解という二つの分解軸は何を意味するのだろうか。

二本の分解軸が存在するということは、第二次ブントが階級闘争の激流の中で軍事の質を直接的に問われたときに、軍事を直接的契機として逆に党としての思想的立脚点が根底的に問われ、その二つを克服して止揚できなかったことを意味している。

即ち、一つは、階級闘争が本質的に要求してきた軍事の質に耐えられない部分を第二次ブントがかかえていたこと、二つは、党としての思想的立脚点の一致をかちとっていないこと、この二つの弱さを止揚できず、党的主体の敗北として分解したことを意味する。

したがって、軍事基準からみて軍事反対派に腹落した叛旗・情況・日向はもはやブントが燃しつつけてきた革命的敗北主義の一カケラをも無くしてしまった部分であるといってよい。

しかし、蜂起戦争派に結集したわれわれと関西と赤軍派も、決して、第二次ブントを止揚しえたものとしてあるのではなかった。

赤軍派は、ブントが党として抱えていた弱さを止揚する党の革命の方向ではなく、逆方向へ、すなわち、ブントの小ブル急進主義を徹底して軍事で押しすすめ無底の軍事反対派に腹落した叛旗・情況・日向はもはやブントが燃しつつけてきた革命的敗北主義の一カケラをも無くしてしまった部分であるといってよい。

しかし、蜂起戦争派に結集したわれわれと関西と赤軍派も、決して、第二次ブントを止揚しえたものとしてあるのではなかった。

赤軍派は、ブントが党として抱えていた弱さを止揚する党の革命の方向ではなく、逆方向へ、すなわち、ブントの小ブル急進主義を徹底して軍事で押しすすめ無底の軍事反対派に腹落した叛旗・情況・日向はもはやブントが燃しつつけてきた革命的敗北主義の一カケラをも無くしてしまった部分である

武闘派の戦列を強化し刑法改「正」を粉砕せよ

全部全国の同志諸君！　革命的戦士諸君！

侵略反革命の骨幹体制模索へ向けて、刑法全面「改正」によりファシズムへと権力性格を転換せんとする日帝先行性ファシズム権力に対してわれわれは、日本武装闘争の第三期を主体的に切り開くべく6・15武闘派潮流の創出との間の刑法「改正」粉砕のたたかいを踏え、72年2・26全国大会2・27法務省闘争から4・14刑法全面改正策動、破防法・保安処分と闘う実践的闘争を進展させたかい共産主義運動の内容をもって全人民的政治課題である刑法「改正」―保安処分新設粉砕闘争の第三期を！

日本武装闘争の第二段階を総起に激化する階級闘争を刑法「改正」―保安処分新設をもってファシズムの完成攻撃を狙っている。

この刑法「改正」粉砕に対して明確に5・15を軸にかちとられた武闘派潮流の総力で対し抜き、プロレタリア人民と固く結合した武装闘争の炎で刑法「改正」を粉砕しなければならない。

その事は「改正」―保安処分攻撃が一切の階級闘争に敵対し、プロレタリア人民のたたかいを圧殺するのみならず、保安処分体制下の「障害者」に対する攻撃を固定化し、差別分断支配の攻撃を一層強固に押し進める策動であるが故に、階級深部の怒りを呼び出し、とりわけ先進的に差別、分断支配と闘いぬいているプロレタリア人民の決起を強し、全人民的政治課題として登場するのである。

われわれは差別、分断支配に抗して人類前史の総決算を要求して噴出する階級深部のたたかいと結合し、武装闘争と一体化した共産主義政治を断固として押し進め、先進国武装闘争から総蜂起へと突き進む党と軍の強化をかちとっていかなければならない。

刑法「改正」粉砕闘争の政治的軍事的位置を更に鮮明にし、政治戦闘として展開するであろう。

われわれは刑法「改正」攻撃の本質がロシア革命によって切り開かれた過渡期世界の帝国主義権力が階級危機を先取りし、革命党と革命勢力を手防反革命として圧殺せんがために権力性格をファシズムへと再編し、諸階級諸階層を侵略反革命へと強権的に同一化する統治機構確立へと編成する攻撃であるという内容であり、その事は刑法「改正」の内容がナチス刑法をモデルにしており、(一)行為者主義、(二)心情刑法、(三)全般的に加重された刑罰、(四)保安拘禁の導入を特徴としており、ファシズムの人間観に貫かれている事で明らかである。

そしてその攻撃の歴史的背景が第一にベトナム過渡的革命戦争と不均等発展の法則に挟撃された帝国主義の下部構造の危機＝国際通貨体制の危機、貿易制の崩壊と三プロック階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争の前進という現代過渡期世界の階級矛盾に大きく日帝が突きあたっていること。

第二に日帝の経済成長が人民の根底的な生活破壊を出現させ、人民の怒りの反抗に合い、また日帝権力の政治支配が人民戦線派の神長による徹底的に弱体化し、自己の階級支配（政治支配）の急速な後退に対する恐怖のあらわれであること。

第三に現象面的には母胎する人民戦線派の背後に現存する国際的な武装勢力、そして破防法、爆取ビン取弾圧をもってしても人民の根強い闘い、とりわけ武装闘争の炎を消すことが出来ず、かえって人民の反抗を呼び出している。

第四に過渡期世界の階級闘争が階級深部のたたかいを呼び出し、人類前史の総決算を要求する人民の前史の総決算を要求する階級深部のたたかいを、共産主義の内容をもって全人民的政治課題として登場させること。

第五に過渡期世界の階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争が占めている保安処分全面粉砕の位置と更なるアヤメ闘争の前進への国際的な決意を明らかにした。

また国際刑法改悪阻止集会の報告、戸村一作氏のアピール（省略）を受けて、討論のまとめを基本的な方法「改正」をめぐる権力の動向と運動の方向性を確認し、集会宣言を全体で確認した。

われわれは刑法「改正」粉砕闘争が新たな質と新たな広がりを要請している事を踏え、70年代後半の一大攻防戦を刑法「改正」粉砕の動向と運動の方向性を確認し、集会宣言を全体で確認した。

われわれは刑法「改正」―保安処分新設粉砕のたたかいが、1972年12・5保全共闘結成以来の蜂起戦争旗の旗の下にかちとられた中で展開してきた。

われわれは刑法「改正」―保安処分粉砕闘争の第三期を！

日本武装闘争の第二段階を総起に激化する階級闘争を刑法「改正」―保安処分新設をもってファシズムの完成攻撃を狙っている。

この刑法「改正」粉砕に対して明確に5・15を軸にかちとられた武闘派潮流の総力で対し抜き、プロレタリア人民と固く結合した武装闘争の炎で刑法「改正」を粉砕しなければならない。

その事は「改正」―保安処分攻撃が一切の階級闘争に敵対し、プロレタリア人民のたたかいを圧殺するのみならず、保安処分体制下の「障害者」に対する攻撃を固定化し、差別分断支配の攻撃を一層強固に押し進める策動であるが故に、階級深部の怒りを呼び出し、とりわけ先進的に差別、分断支配と闘いぬいているプロレタリア人民の決起を強し、全人民的政治課題として登場するのである。

われわれは差別、分断支配に抗して人類前史の総決算を要求して噴出する階級深部のたたかいと結合し、武装闘争と一体化した共産主義政治を断固として押し進め、先進国武装闘争から総蜂起へと突き進む党と軍の強化をかちとっていかなければならない。

刑法「改正」粉砕闘争の政治的軍事的位置を更に鮮明にし、政治戦闘として展開するであろう。

われわれは刑法「改正」攻撃の本質がロシア革命によって切り開かれた過渡期世界の帝国主義権力が階級危機を先取りし、革命党と革命勢力を手防反革命として圧殺せんがために権力性格をファシズムへと再編し、諸階級諸階層を侵略反革命へと強権的に同一化する統治機構確立へと編成する攻撃であるという内容であり、その事は刑法「改正」の内容がナチス刑法をモデルにしており、(一)行為者主義、(二)心情刑法、(三)全般的に加重された刑罰、(四)保安拘禁の導入を特徴としており、ファシズムの人間観に貫かれている事で明らかである。

そしてその攻撃の歴史的背景が第一にベトナム過渡的革命戦争と不均等発展の法則に挟撃された帝国主義の下部構造の危機＝国際通貨体制の危機、貿易制の崩壊と三プロック階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争が占めている現代過渡期世界の階級矛盾に大きく日帝が突きあたっていること。

第二に日帝の経済成長が人民の根底的な生活破壊を出現させ、人民の怒りの反抗に合い、また日帝権力の政治支配が人民戦線派の神長により徹底的に弱体化し、自己の階級支配（政治支配）の急速な後退に対する恐怖のあらわれであること。

第三に現象面的には母胎する人民戦線派の背後に現存する国際的な武装勢力、そして破防法、爆取ビン取弾圧をもってしても人民の根強い闘い、とりわけ武装闘争の炎を消すことが出来ず、かえって人民の反抗を呼び出している。

第四に過渡期世界の階級闘争が階級深部のたたかいを呼び出し、人類前史の総決算を要求する人民の前史の総決算を要求する階級深部のたたかいを、共産主義の内容をもって全人民的政治課題として登場させること。

第五に過渡期世界の階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争が占めている現代過渡期世界の階級矛盾に大きく日帝が突きあたっていること。

第六に日帝の経済成長が人民の根底的な生活破壊を出現させ、人民の怒りの反抗に合い、また日帝権力の政治支配が人民戦線派の神長により徹底的に弱体化し、自己の階級支配（政治支配）の急速な後退に対する恐怖のあらわれであること。

第七に現象面的には母胎する人民戦線派の背後に現存する国際的な武装勢力、そして破防法、爆取ビン取弾圧をもってしても人民の根強い闘い、とりわけ武装闘争の炎を消すことが出来ず、かえって人民の反抗を呼び出している。

第八に過渡期世界の階級闘争が階級深部のたたかいを呼び出し、人類前史の総決算を要求する人民の前史の総決算を要求する階級深部のたたかいを、共産主義の内容をもって全人民的政治課題として登場させること。

われわれは刑法「改正」―保安処分新設粉砕のたたかいが、1972年12・5保全共闘結成以来の蜂起戦争旗の旗の下にかちとられた中で展開してきた。

刑法改「正」を粉砕し
―日本武装闘争の第三期を！―

日本武装闘争の第二段階を総起に激化する階級闘争を刑法「改正」―保安処分新設をもってファシズムの完成攻撃を狙っている。

この刑法「改正」粉砕に対して明確に5・15を軸にかちとられた武闘派潮流の総力で対し抜き、プロレタリア人民と固く結合した武装闘争の炎で刑法「改正」を粉砕しなければならない。

その事は「改正」―保安処分攻撃が一切の階級闘争に敵対し、プロレタリア人民のたたかいを圧殺するのみならず、保安処分体制下の「障害者」に対する攻撃を固定化し、差別分断支配の攻撃を一層強固に押し進める策動であるが故に、階級深部の怒りを呼び出し、とりわけ先進的に差別、分断支配と闘いぬいているプロレタリア人民の決起を強し、全人民的政治課題として登場するのである。

われわれは差別、分断支配に抗して人類前史の総決算を要求して噴出する階級深部のたたかいと結合し、武装闘争と一体化した共産主義政治を断固として押し進め、先進国武装闘争から総蜂起へと突き進む党と軍の強化をかちとっていかなければならない。

刑法「改正」粉砕闘争の政治的軍事的位置を更に鮮明にし、政治戦闘として展開するであろう。

われわれは刑法「改正」攻撃の本質がロシア革命によって切り開かれた過渡期世界の帝国主義権力が階級危機を先取りし、革命党と革命勢力を手防反革命として圧殺せんがために権力性格をファシズムへと再編し、諸階級諸階層を侵略反革命へと強権的に同一化する統治機構確立へと編成する攻撃であるという内容であり、その事は刑法「改正」の内容がナチス刑法をモデルにしており、(一)行為者主義、(二)心情刑法、(三)全般的に加重された刑罰、(四)保安拘禁の導入を特徴としており、ファシズムの人間観に貫かれている事で明らかである。

そしてその攻撃の歴史的背景が第一にベトナム過渡的革命戦争と不均等発展の法則に挟撃された帝国主義の下部構造の危機＝国際通貨体制の危機、貿易制の崩壊と三プロック階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争が占めている現代過渡期世界の階級矛盾に大きく日帝が突きあたっていること。

第二に日帝の経済成長が人民の根底的な生活破壊を出現させ、人民の怒りの反抗に合い、また日帝権力の政治支配が人民戦線派の神長により徹底的に弱体化し、自己の階級支配（政治支配）の急速な後退に対する恐怖のあらわれであること。

第三に現象面的には母胎する人民戦線派の背後に現存する国際的な武装勢力、そして破防法、爆取ビン取弾圧をもってしても人民の根強い闘い、とりわけ武装闘争の炎を消すことが出来ず、かえって人民の反抗を呼び出している。

第四に過渡期世界の階級闘争が階級深部のたたかいを呼び出し、人類前史の総決算を要求する人民の前史の総決算を要求する階級深部のたたかいを、共産主義の内容をもって全人民的政治課題として登場させること。

第五に過渡期世界の階級闘争の激化とにわけ後進国の武装闘争が占めている現代過渡期世界の階級矛盾に大きく日帝が突きあたっていること。

第六に日帝の経済成長が人民の根底的な生活破壊を出現させ、人民の怒りの反抗に合い、また日帝権力の政治支配が人民戦線派の神長により徹底的に弱体化し、自己の階級支配（政治支配）の急速な後退に対する恐怖のあらわれであること。

第七に現象面的には母胎する人民戦線派の背後に現存する国際的な武装勢力、そして破防法、爆取ビン取弾圧をもってしても人民の根強い闘い、とりわけ武装闘争の炎を消すことが出来ず、かえって人民の反抗を呼び出している。

第八に過渡期世界の階級闘争が階級深部のたたかいを呼び出し、人類前史の総決算を要求する人民の前史の総決算を要求する階級深部のたたかいを、共産主義の内容をもって全人民的政治課題として登場させること。

5・29法制審最終答申粉砕闘争

全部全国の同志諸君！

日帝権力の目的は保安処分攻撃に先進的にたたかいを結びついている「精神障害者」のたたかいを連帯しつつ、保安処分攻撃粉砕のたたかいを押し進めて来たわれわれは、刑法改正保安処分に反対する百人委員会の手を結び、5月29日の法制審最終答申による日帝先行ファシズム権力の新たな攻撃に対して諸階級諸階層の怒りの糾弾が巻き起り、刑法全面「改正」―保安処分粉砕のたたかいは新たな段階をむかえた。

その様な中にあって闘かった6・19全国集会は刑法「改正」―保安処分粉砕のたたかいの集団的結集をかちとった。

わが保全共闘結集した同志諸君は公会堂前において密集した隊列をまさに蜂起戦争旗の武装闘争と連帯し、大衆運動主義、ソビエト主義を粉砕し、節叩反革命日帝の姑息な敵対をはねのけかちとったものである。

われわれは保全共闘の歴史的位置を踏え、72年2・26全国大会2・27法務省闘争から4・14刑法全面改正策動、破防法・保安処分と闘う実践的闘争を進展させたかい共産主義の内容をもって全人民的政治課題である刑法「改正」―保安処分粉砕闘争を貫徹し、とりわけ6月22日の十三回法制審議会総会における保安処分答申採択については7・6中央決起集会をかちとり、断固として抗議闘争を展開した。

そして法制審における最終答申の策動に対しては2・28最終答申粉砕集会をかちとり、5・14～29粉砕集会をかちとり、6・19全国集会を最終答申粉砕闘争を貫徹し日帝権力に一大痛打を浴せた。

われわれは71年2・5保全共闘結成以来一貫して武装闘争と連帯する刑法「改正」―保安処分粉砕の原型を構築し、日帝権力に全面的に対決して来た。

そしてそのたたかいの更なる飛躍を5・15武闘派潮流出の基本的な位置を踏えた、明確に新たな権力闘争の内実もってかちとらなければならない。

法制審粉砕の一切の成果を政府案作成粉砕、国会上程阻止へと投入せよ！

刑法「改正」を武闘派の総力で粉砕せよ！

―6・19全国集会へ決起！―

全部全国の同志諸君！

日帝権力の目的は保安処分攻撃に先進的にたたかいを連帯しつつ、保安処分攻撃粉砕のたたかいを押し進めて来たわれわれは、刑法改正保安処分に反対する百人委員会の手を結び、5月29日の法制審最終答申による日帝先行ファシズム権力の新たな攻撃に対して諸階級諸階層の怒りの糾弾が巻き起り、刑法全面「改正」―保安処分粉砕のたたかいは新たな段階をむかえた。

その様な中にあって闘かった6・19全国集会は刑法「改正」―保安処分粉砕のたたかいの集団的結集をかちとった。

わが保全共闘結集した同志諸君は公会堂前において密集した隊列をまさに蜂起戦争旗の武装闘争と連帯し、大衆運動主義、ソビエト主義を粉砕し、節叩反革命日帝の姑息な敵対をはねのけかちとったものである。

われわれは保全共闘の歴史的位置を踏え、72年2・26全国大会2・27法務省闘争から4・14刑法全面改正策動、破防法・保安処分と闘う実践的闘争を進展させたかい共産主義の内容をもって全人民的政治課題である刑法「改正」―保安処分粉砕闘争を貫徹し、とりわけ6月22日の十三回法制審議会総会における保安処分答申採択については7・6中央決起集会をかちとり、断固として抗議闘争を展開した。

そして法制審における最終答申の策動に対しては2・28最終答申粉砕集会をかちとり、5・14～29粉砕集会をかちとり、6・19全国集会を最終答申粉砕闘争を貫徹し日帝権力に一大痛打を浴せた。

われわれは71年2・5保全共闘結成以来一貫して武装闘争と連帯する刑法「改正」―保安処分粉砕の原型を構築し、日帝権力に全面的に対決して来た。

そしてそのたたかいの更なる飛躍を5・15武闘派潮流出の基本的な位置を踏えた、明確に新たな権力闘争の内実もってかちとらなければならない。

法制審粉砕の一切の成果を政府案作成粉砕、国会上程阻止へと投入せよ！

刑法「改正」を武闘派の総力で粉砕せよ！

日本アラブ文化連帯会議の反人民性暴露

全部全国の同志諸君

6月28日、日本ホテル会議の反人民性を徹底暴露した。

この連帯会議はアラブから8人の作家等の文化人を呼び、日本アジア・アフリカ作家会議の招請による執行委員会の主催で開催されようとしたものであるが、次の点を不問に集会を呼びかけたので集会も資格出来なくなったのである。

第一点は実行委員会がアラブ・パレスチナと連帯すると言いながらも「中東和平」を推進するアラブ反動派＝サダト政権の文化官僚＝セバイ＝小倉俊シャルカウィー等をPLOのダルウィーシュ氏等と同席させるという破廉恥な事を平気で行ったことである。この日本アジア・アラブ反動派打倒！

世界人民の革命に合流しよう等と言っていた構改雑派＝革命のアプクの弁部が含まれており、更には大江健三郎のことへパレスチナ革命は認められるが武装解放闘争には賛成できないと言う、文学通り帝国主義文学者が参加しているのである。これでは当然、人民の名を語る悪質文化人＝ルマルクス主義を食いものにする作家・評論家が革命を語っているにすぎないのである。

第二点は第一点目を踏え、アラブ・パレスチナに連帯するならば次のスローガンを確認提出しなければならないのである。

中東和平策動粉砕！　サダト路線粉砕！　帝国主義・シオニズム・アラブ反動派打倒！　といったスローガンはパレスチナ革命を支持する最低限のものであり、パレスチナ革命にとって武装闘争は不可欠なのである。

この間、ブルジョア・マスコミ等で「中東和平」が語られている。これは日帝ブルジョアジーの新中東政策の一環として資源としての中東の位置が鮮明になったにすぎないことの現れである。

現代平和共存＝米中ソ三角核均衡体制における日帝の対中対ソ独自外交は帝国主義間対立を激化しており、米帝依存型貿易・原料資源が国内になく原料支配国を掠奪しないための国際貿易＝世界市場の獲得＝侵略反革命の推進を目帝の存在自体が内含しており、刑法改「正」を突破口としてファシズムへ転化せざるをえなくなっている。

70年代後半の日帝の侵略反革命の対象は、東南アジアからアセアニアまで内民族間にまで拡大せんとしている。

現代平和共存＝米中ソ三角核均衡体制における日帝の対中対ソ独自外交は帝国主義間対立を激化しており、米帝のマクナマラ戦略からキッシンジャー戦略への転換と相まって帝国主義間の対立を、中東・アフリカの更なる「市場」化をもって再分割せんとするものである。

こうして世界市場の分割を通じて帝国主義間の緊張関係は発現されようとしているのである。米帝のエジプト・ソ連への「核」の撤去、同盟国イスラエル・シリアへの「核」の売り込みは、エセ連帯＝エセ反帝＝エセ反ファシズムの正体を暴露しつつ、ますます帝国主義間対立を激化させることである。今日、日帝の刑法改「正」―保安処分粉砕闘争は、6・19全国集会の結集しかしてかちとられた同盟の断固とした革命的方向性を全人民に指示した。

5月29日の法制審最終答申による日帝先行ファシズム権力の新たな攻撃に対して諸階級諸階層の怒りの糾弾が巻き起り、刑法全面「改正」―保安処分粉砕のたたかいは新たな段階をむかえた。

すでに「従来通り」ではやっていけないことが知覚した六前と大石アヤメは「精神障害者」を盾っているのである。

すでに「従来通り」ではやっていけないことが知覚した六前と大石アヤメは「精神障害者」を盾っているのである。

「保安処分」＝「有罪攻撃」を狙っている。

「精神障害者」「解放」＝「逃」に対して、「精神障害者」への徹底した差別と抑圧を強めている。

「障害者差別